

# 公証人手数料令の一部を改正する政令案に関する意見募集

令和3年10月  
法務省民事局

法務省民事局では、公証人手数料令（平成5年政令第224号）の一部改正を検討しております。

つきましては、下記要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

## <意見募集要領>

### 1 意見募集対象

「公証人手数料令の一部を改正する政令案」

### 2 資料の入手方法

電子政府の総合窓口e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) において掲載

### 3 意見募集期間

令和3年10月1日（金）から令和3年11月1日（月）まで（必着）

### 4 意見の提出方法

#### (1) インターネットによる提出

電子政府の総合窓口e-Govの意見提出フォームに従って、氏名、連絡先及び本件への御意見を記入の上、御提出ください。

#### (2) 電子メール

氏名、連絡先及び本件への御意見を記入の上、以下の宛先にお送りください。

電子メール：minji-kosho@i.moj.go.jp

※ 件名に「パブリックコメント（公証人手数料）」と明記してください。

※ 添付ファイルやURLへの直接リンクはお受け致しかねますので、御意見は必ずメール本文にテキスト形式で記載してください。

#### (3) 郵送

氏名、連絡先及び本件への御意見を記入の上、以下の宛先にお送りください。

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

法務省民事局総務課

パブリックコメント担当 宛

※ 封筒に赤字で「パブリックコメント（公証人手数料）」と記載してください。

## 5 留意事項

提出いただく御意見は日本語に限ります。

また、頂いた御意見につきましては、氏名（企業・団体においては、名称）及び御意見の内容を公開する可能性があることをあらかじめ御了承ください。

なお、電話での意見提出はお受け致しかねます。

## 6 お問い合わせ先

法務省民事局総務課 パブリックコメント担当

電話番号：03-3580-4111（内線2411, 2412）